

内部統制報告制度の現状と課題

町田 祥弘（青山学院大学）

金融商品取引法の下で、上場企業は、2008年4月1日以降に開始する事業年度より、内部統制報告制度の適用を受けている。一方、会社法の下では、すでに、大会社について、内部統制関連事項についての取締役決定及びその相当性についての監査役監査が実施されてきている。このように日本には内部統制法制が2つ併存しているが、現実には、企業における内部統制は経営トップのもとに一つしかない。両者は、それぞれの法制度の目的に沿った形で、内部統制の規制を行っているに過ぎない。

とくに、金融商品取引法の下での内部統制報告制度は、企業の業務レベルに至るまでの内部統制の整備及び運用を評価対象とすることから、各企業における業務の進め方や組織構造等に対する影響も大きいと解される。また、内部統制報告制度に備えて進められた職務分掌やシステム等の見直しは、会社法の下での内部統制関連事項にも少なからず影響を及ぼすものと思われる。

内部統制報告制度は、金融商品取引法において2006年6月に法定されたが、実質的な実務対応の基準は、2007年2月に金融庁企業会計審議会から公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の公表について（意見書）」である。同意見書では、日本に先立って内部統制報告制度を実施したアメリカにおいて、企業における過度なコスト負担等が見られたことから、内部統制の評価範囲の絞り込みを規定したり、評価方法等について弾力的な適用を認めたりするなどの対応が図られている。

しかしながら、意見書の公表後、1年を経て、企業における内部統制報告制度対応の現場では、さまざまな問題点が顕在化してきており、また、制度の適用を最初に受ける3月決算企業であっても、今なお内部統制報告制度への準備作業が終了しておらず、この6月の株主総会を目途として作業に追われている企業もあるといわれている。意見書の公表後、制度上、あるいは関連諸機関から、実務指針やQ&A等が公表されてきているが、現在でも、いくつかの点において、更なる対応や議論の必要な部分も残されているように思われる。

本報告では、日本の内部統制報告制度及びその下で整備されてきている企業の内部統制の現状を踏まえ、ワークショップの議論の素材となる内部統制または内部統制報告制度上の課題を提示することとしたい。